

## 【別添 8】

### 宇部市公共施設等包括管理業務委託に係る公募型 プロポーザル審査選定基準書

#### 1 趣旨

宇部市公共施設等包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル（以下、「本件プロポーザルという」）において優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するに当たり、提出された企画提案書等について公平かつ客観的に審査するため、本基準書を定めるものである。

#### 2 審査の概要

- (1) 審査は、別に定める宇部市公共施設等包括管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が行う。
- (2) 審査委員会は、参加資格審査に合格した事業者を対象に企画提案審査を行う。
- (3) 企画提案審査は、各委員が評価点数を算出し、全委員の評価点数の合計点を総合評価点として、総合評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者とする。
- (4) 「4 企画提案審査(1) 審査【優先交渉権者及び次点交渉権者の特定】ア 審査基準表」中「(1) 人権問題等への取組」、「(2) 業務実績」、「(10) 見積金額」については担当課（財産管理課）が行い、審査委員会に報告するものとする。

#### 3 参加資格審査（参加形態、参加資格要件）

宇部市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル実施要領  
「5 参加資格要件等」参照。

#### 4 企画提案審査

- (1) 審査【優先交渉権者及び次点交渉権者の特定】

##### ア 審査基準表

優先交渉権者及び次点交渉権者を特定するための審査項目及び審査要素は以下のとおりとする（先に担当課（財産管理課）が行った審査「(1) 人権問題等への取組」、「(2) 業務実績」、「(10) 見積金額」を含む。）。

審査項目	審査要素	配点
(1) 人権問題等への取組	人権問題、男女共同参画、次世代育成支援への取組や社内規程の整備がされているか。 (人権問題等への取組状況書【別添 4】様式第 8 号)	10
(2) 業務実績	過去 10 年間に公共施設の包括管理業務の実績、成果について (包括管理業務受託実績調書【別添 4】様式第 3 号)	30

(3) 業務実施方針	本市の包括管理業務、総合管理業務の目的、基本方針に基づいた、各業務の効率的、効果的、経済的な業務実施方針が構築されているか。	10
(4) 業務実施体制、スケジュール	統括管理体制（本社との連携、ヘルプデスク機能を含む）や、保守点検等業務及び修繕業務における各個別の体制、業務フローが構築されているか。	10
	人員配置に関する考え方と計画が構築されているか。 ・各業務責任者の技術やコミュニケーション力、マネジメント力。 ・指示系統や業務遂行にあたっての統括管理責任者の責任・権限等の所在。 ・本市との連携について（財産管理課、施設所管課との連携）	10
	業務開始（契約締結）までの準備期間及び、準備期間中の業務スケジュールが妥当か。また、業務開始後の業務フロー、年間スケジュールが妥当なものか。	10
(5) 施設巡回業務について	巡回点検の回数や方法、体制などについて、建物の安全・品質向上に繋がる提案となっているか。	30
(6) 緊急時の対応	不測の事態等緊急時において、速やかに対応できる準備体制となっているか。	30
(7) 業務品質の管理	業務品質の維持、向上に繋がる管理・検査手法が構築されているか。 （教育体制、マニュアル化、モニタリング等）	30
	長寿命化やライフサイクルコストの低減などで、施設維持管理の品質向上に繋がる提案となっているか。	30
	ZEB 化された建築物の設備を常時監視し、最適な省エネルギー運転・維持管理を行う業務に対応できるか。	10
(8) 地域社会との連携	地域経済の活性化が期待できる仕組みであるか（地元事業者の活用は、現行と同等もしくはそれ以上の水準を確保すること。）（地元企業等との再委託誓約書（【別添4】様式第12号）	30
	地元企業等の技術力等の向上への貢献に期待できるか（地元企業等への連携支援の内容、方法等）	10

(9) 追加の独自提案	有益で特徴のある積極的な提案 ・総合管理計画、個別施設計画の進捗の支援、中期保全計画作成、公共施設マネジメントシステムへの修繕、点検データの一元管理等	50
(10) 見積金額	見積金額について (見積書【別添4】様式第17号) 採点方式：各事業者の最低提案価格（総額）／提案価格（総額）×100 ※小数点以下切り捨て	100
合計		400

#### イ 採点基準

評価	配点10点	配点30点	配点50点
非常に優れているもの	10	30	50
優れているもの	8	24	40
ふつうであるもの	6	18	30
やや劣っているもの	4	12	20
劣っているもの	2	6	10

#### ウ 特定方法

審査委員会において上記基準（「(1)人権問題等への取組」、「(2)業務実績」、「(10)見積金額」を除く。）による審査を行い、「(1)人権問題等への取組」、「(2)業務実績」、「(10)見積金額」と併せた評価の合計点が最上位である者を優先交渉権者、2番目に高かった者を次点交渉権者として特定する。

ただし、最上位の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積りが安価な者から順に優先交渉権者と次点交渉権者として選定する。経費見積りが同額の場合は、審査委員会の協議により決定する。なお、総合評価点が満点の6割以上の事業者がないときは、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない。

優先交渉権者及び次点交渉権者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨と理由を通知する。

#### (2) 契約締結交渉

審査委員会において、優先交渉権者に特定された提案者と本市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

#### (3) 結果の公表

審査委員会における審査結果については、本件プロポーザル手続の完了後に市ウェブサイトにて公表する。

## 5 その他

審査に関して疑義が生じた場合は、審査委員会において解決するものとする。